

報告第1号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和7年5月8日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | |
|------------|-------------------------------|
| 1 損害賠償の額 | 144,100円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 帯広市西1条北1丁目1番地
帯広警察署長 熊谷 公人 |

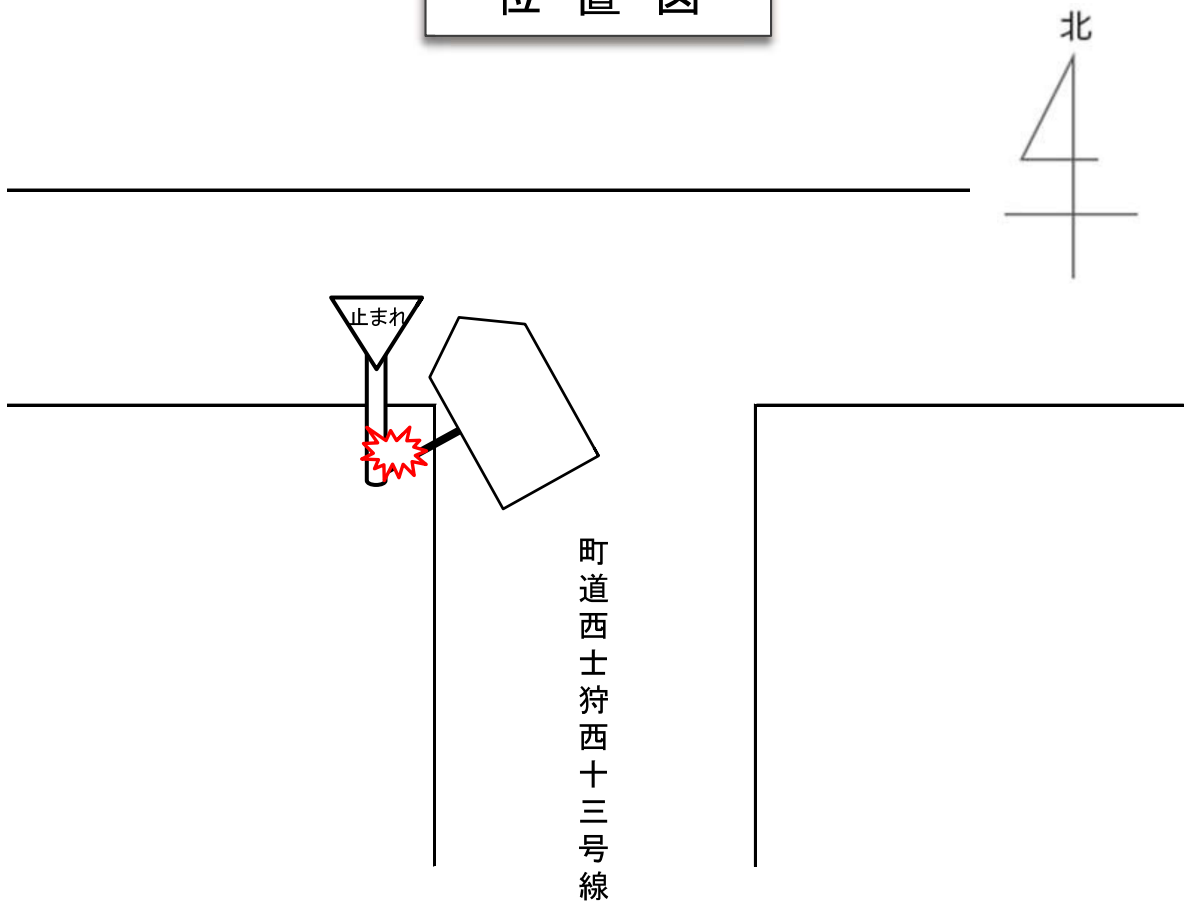
令和7年3月27日 専決処分

説 明

令和7年2月16日午前10時30分頃、町道西土狩西十三号線を南から北に除雪し、町道西土狩北五線を左折する際に車両の路面整正装置が一時停止標識に接触し、破損させたものであります。



位置図



事故発生状況図